

女川原子力発電所 2 号炉審査資料	
資料番号	保-0010
提出年月日	2022 年 11 月 9 日

女川 2 号炉 特定重大事故等対処施設設置に係る原子炉設置変更許可申請による
新規制基準に係る原子炉施設保安規定審査への影響について

1. はじめに

女川 2 号炉特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）設置に係る原子炉設置変更許可申請については、2022 年 1 月 6 日に申請を行い、審査中である。

ここでは、特重施設設置に係る原子炉設置変更許可申請（以下「特重申請」という。）が、新規制基準に係る原子炉施設保安規定へ与える影響について整理した。

2. 女川 2 号炉特重申請の特徴

女川 2 号炉特重申請では、特重施設の設置と合わせて、以下を含めた申請としている。

- － 緊急時制御室の有毒ガス防護
- － 原子炉格納容器の過圧破損防止機能を有する特重施設設置後に行う耐圧強化ベント系の廃止

3. 原子炉施設保安規定における運転上の制限（LCO）に与える影響

(1) 緊急時制御室の有毒ガス防護

緊急時制御室の有毒ガス防護は、防護具の配備、通信連絡手順の整備等の運用面での対策となることから、DB および SA 設備の LCO 設定への影響はない。

(2) 耐圧強化ベント系の廃止

耐圧強化ベント系は、原子炉格納容器の過圧破損防止機能を有する特重施設の設置に合わせて廃止することとしている。原子炉格納容器の過圧破損防止機能を有する特重施設の工事完了は、2026 年 12 月を計画しているため、女川 2 号炉の再稼働時においては、耐圧強化ベント系は廃止されない。

このため、現在審査中の新規制基準に係る原子炉施設保安規定への影響はない。

なお、原子炉格納容器の過圧破損防止機能を有する特重施設の設置後においては、耐圧強化ベント系の廃止を含め設備構成に変更が生じることから、運用開始前までに保安規定の変更認可申請を行い、審査頂くこととなる。

以 上